

平成21年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

仙北市監査委員

仙発監第 75 号
平成 22 年 9 月 22 日

仙北市長 門脇光浩 様

仙北市監査委員 戸澤正隆

仙北市監査委員 小林幸悦

平成 21 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 21 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成21年度 健全化判断比率審査意見書	1
第1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の方法	1
3 審査の期間	1
第2 審査の結果	1
1 計数について	1
第3 健全化判断比率の状況	1
1 健全化判断比率の総括	1
2 指標の概要	2
第4 是正改善を要する事項	3
平成21年度 資金不足比率審査意見書	4
第1 審査の概要	4
1 審査の対象	4
2 審査の方法	4
3 審査の期間	4
第2 審査の結果	4
1 計数について	4
第3 資金不足比率の状況	5
1 資金不足比率の総括	5
第4 是正改善を要する事項	5

平成21年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査にあたっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、担当者から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成22年8月30日から平成22年9月16日まで

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認める。

第3 健全化判断比率の状況

1 健全化判断比率の総括

財政健全化法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

市における平成21年度の健全化判断比率は、表1のとおりであり、前年度と比較して実質公債費比率は0.6ポイント上昇し、将来負担比率は12.6ポイント減少している。

(表1) 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度	—	—	20.4	144.0
(早期健全化基準)	(13.02)	(18.02)	(25.0)	(350.0)
平成20年度	—	—	19.8	156.6
(早期健全化基準)	(13.07)	(18.07)	(25.0)	(350.0)
平成19年度	—	—	19.5	165.1
(早期健全化基準)	(13.10)	(18.10)	(25.0)	(350.0)

- [注] 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」にて記載。
 2 ()内は、早期健全化基準値である。
 3 早期健全化基準とは、地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準である。健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されている。
 4 実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準値は、標準財政規模により、毎年変動する。

2 指標の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等(本市の場合は一般会計)の実質赤字額(実質収支のマイナス)の標準財政規模に対する割合である。これにより、財政の規模に対する単年度の実質的な赤字額の割合を見ることができる。

一般会計等における実質収支に赤字額は生じていないため、前年度に引き続き当該比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、市の全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する割合である。これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができる。

市の全会計を合算した実質収支に赤字額が生じていないため、前年度に引き続き当該比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合(3か年平均)である。これにより、地方債の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの状況について見ることができる。

実質公債費比率の状況は表2のとおり、平成21年度は20.4%であり、前年度と比

較して0.6ポイント上昇しているが、早期健全化基準値（25.0%）より4.6ポイント下回っている。

なお、実質公債費比率については、平成21年度において公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金の算定基礎数値を県の指導により見直したため、平成19年度及び平成20年度においても再計算した数値を使用している。

（表2） 実質公債費比率の状況

（単位：％）

区 分	実質公債費比率 （3か年平均）
平成21年度	20.4
平成20年度	19.8
平成19年度	19.5
前年度比較増減	0.6

（4）将来負担比率

将来負担比率とは、市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、公社及び損失補償している第三セクター等の負債など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合である。これにより、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを見ることができる。

将来負担比率の状況は表3のとおり、平成21年度は144.0%であり、前年度と比較して12.6ポイントの減少となっており、早期健全化基準値（350.0%）より206.0ポイント下回っている。

（表3） 将来負担比率の状況

（単位：％）

区 分	将来負担比率
平成21年度	144.0
平成20年度	156.6
平成19年度	165.1
前年度比較増減	△12.6

第4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 1 年度 資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、下記事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

- ・ 仙北市下水道事業特別会計
- ・ 仙北市集落排水事業特別会計
- ・ 仙北市浄化槽事業特別会計
- ・ 仙北市簡易水道事業特別会計
- ・ 仙北市病院事業会計
- ・ 仙北市温泉事業会計
- ・ 仙北市水道事業会計

2 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査にあたっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、担当者から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成 2 2 年 8 月 3 0 日から平成 2 2 年 9 月 1 6 日まで

第 2 審査の結果

1 計数について

審査に付された事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認める。

第3 資金不足比率の状況

1 資金不足比率の総括

財政健全化法は、地方公共団体の経営する公営企業等について、資金不足の状況を判断するためのものとして、資金不足比率を定めている。

対象事業会計における平成21年度の資金不足比率は、表1のとおりであり、資金不足は生じていない。

(表1) 資金不足比率の状況

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成21年度	平成20年度	
仙北市下水道事業特別会計	—	—	20.0
仙北市集落排水事業特別会計	—	—	20.0
仙北市浄化槽事業特別会計	—	—	20.0
仙北市簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
仙北市病院事業会計	—	—	20.0
仙北市温泉事業会計	—	—	20.0
仙北市水道事業会計	—	—	20.0

〔注〕 資金不足が生じていないため、「—」にて記載。

第4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。